

別添 B

附属書 II B 原産地証明の必要記載事項

1 輸出者

輸出者の氏名及び住所

2 輸入者

輸入者の氏名及び住所

3 輸送手段

(1) 出発日

船舶又は航空機の出発日（判明している場合）

(2) 船舶名又は便名

船舶の名称又は航空機の便名（判明している場合）

(3) 荷揚港又は空港

産品の最終的な荷揚港又は空港（判明している場合）

(4) 輸出国から輸入国に直接輸送されない場合の経路

4 最終仕向国

5 産品の原産国

6 記号及び番号

貨物の記号及び番号（必要な場合には、別紙に記載）

7 包装の個数及び種類並びに品名（統一システム番号を併記）

(a) 統一システムの第〇三〇一・一〇号の産品のうち、こい及び金魚以外のものについては、品名に次の説明を付す。

「産品は、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において生まれ、又はふ化し、かつ、（いずれかの輸入締約国の国名）において、当該第三国から稚魚の段階で輸入された後に一箇月間以上生育された。」

(b) 統一システムの第一六類又は第一八類から第二〇類までの各級の産品については、品名に次の説明

を付す。

「産品は、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の（材料名）から生産された。」（当該材料が産品の生産に使用された場合に限る。）

(c) 統一システムの第一九類又は第二〇類の産品については、(b)に規定する説明に加え、品名に次の説明を付す。

「(b)に規定する材料名)は(いずれかの締約国の国名又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国名)において収穫され、採取され、又は採集された材料から生産された。」(当該材料が(b)に規定する材料であつて統一システムの第七類、第八類、第一一類、第一二類又は第一七類に分類されるものの生産に使用された場合に限る。)

注釈 この(c)及び(e)の適用上、東南アジア諸国連合の加盟国である国名の記載に代えて、「ASEAN」と記載することができる。

(d) 統一システムの第二一〇六・九〇号の産品のうち、附属書IBの4欄に「P」を掲げたものについては、品名に次の説明を付す。

- (i) 「砂糖（重量の五十パーセント以上）、ココナッツミルク及び卵をもととして加熱調理したもので、小売用の容器入りのもので、容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下の調製食料品であつて、附属書 I B の 4 欄に「P」を掲げたもの。」
- (ii) 「製品の生産に使用された第一七類の非原産材料のそれぞれが、輸入締約国において完全に精製された。」（当該材料が製品の生産に使用された場合に限る。）
- 注釈 この(i)及び(ii)の説明を付すことにより、輸出者は、産品が附属書 II A に規定する条件を満たすことを申告したものとみなされる。
- (e) 統一システムの第五〇類から第六三類までの各類の産品については、品名に次の説明を付す。
- 「産品は、（他方の締約国の国名又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国名）において（工程又は作業の名称）が行われた（材料名）から生産された。」（当該材料が製品の生産に使用された場合に限る。）

8 数量

産品の数量及びその計量単位（個数、キログラムなど）

- 9 仕入書の番号及び日付
- 貨物の仕入書の番号及び日付
- 10 輸出者による申告
- 11 機関又は団体による証明
- 輸出締約国内の機関又は団体の署名及び印章
- 12 証明番号
- 証明ごとの個別番号